

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税及び源泉所得税処分取消等請求上告事件

国側当事者・国

平成27年2月27日棄却・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年9月18日判決、本資料263号-169・順号12293)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年2月3日判決、本資料262号-22・順号11872)

決 定

上告人	有限会社A
同代表者取締役	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	山門 由美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成27年2月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	山本 庸幸
裁判官	千葉 勝美
裁判官	小貫 芳信
裁判官	鬼丸 かおる